

件名

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第
厚生労働省 号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和六年金融庁告示第一号）の一部を次のように改正し、令和七年三月三十一日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

厚生労働大臣 福岡 資麿

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をもとに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附則 （損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置） 第二十四条 内部モデル方式採用金庫（新告示第一条第十一号の三に規定する内部モデル方式採用金庫をいう。）は、新告示第二百四十六条の十二の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、損益要因分析テスト（新告示第一条第八十六号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合に、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。
改正前	附則 （損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置） 第二十四条 内部モデル方式採用金庫（新告示第一条第十一号の三に規定する内部モデル方式採用金庫をいう。）は、新告示第二百四十六条の十二の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、<u>基準日から起算して一年を経過する日までの間</u>は、損益要因分析テスト（新告示第一条第八十六号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。